

○横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱

制定 平成11年3月31日局長決裁

最近改正 令和6年4月1日局長決裁

横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱を次のとおり定める。

横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 横浜市水道局が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）における、横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程（以下「検査規程」という。）第3条に定める検査の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(検査の依頼)

第2条 総括監督員は、検査の依頼をするときは、検査依頼書（第1号様式）により行うものとする。

(技術検査員の任命)

第3条 検査主幹は、技術検査員を任命するときは、技術検査員任命簿（第2号様式）により行うものとする。

(技術検査員の任命の特例)

第4条 検査主幹は、工事を担当する課（課に準ずる事業所を含む。以下同じ。）に係が1つの場合における技術検査員の任命において、他課の技術職員を任命することが適当でないと認められるときは、当該係の技術職員のうちで、検査に該当する工事の設計者及び担当監督員以外の者を任命することができるものとする。

第4条の2 施設部長が検査主幹の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、他の部の技術職員を技術検査員に任命することができる。

(検査結果の処理)

第5条 技術検査員は、検査を終了したときは、工事検査報告書（第3号様式）により、検査主幹に報告するものとする。

2 検査主幹は、完成検査又は出来形部分検査を実施した場合において、請負人の給付が当該契約の内容に適合すると認めるときは、工事完成出来形部分検査調書（第4号様式）を作成するものとする。

(工事成績評定の方法等)

第6条 検査規程第9条の規定により行う工事成績の評定（以下「評定」という。）は、全ての工事について行うものとする。ただし、災害時等における緊急を要する工事及び第9条に規定する工事を除く。

- 2 工事成績の評定は、総括監督員、主任監督員、担当監督員及び技術検査員（以下「評定者」という。）により工事ごとに独立して行うものとする。
- 3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
- 4 評定は、工事成績評定書（第5号様式）により行うものとし、別に定める工事成績評定基準に基づき採点するものとする。

（評定の登録）

第7条 検査主幹は、評定の結果を電子入札システム（横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第2条第3号で規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）に速やかに登録するものとする。

（検査結果の通知）

第8条 検査規程第10条の規定による通知は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 完成検査の結果を通知する場合（次号に該当するものを除く。）は、工事完成検査結果通知書（第6号様式）により行うものとする。

なお、第6号様式は電子入札システムから出力するものとする。

(2) 第6条ただし書に規定する工事の完成検査の結果を通知する場合は、工事完成検査結果通知書（第7号様式）により行うものとする。

(3) 工事出来形部分検査の結果を通知する場合は、工事出来形部分検査結果通知書（第8号様式）により行うものとする。

（評定点の修正）

第8条の2 検査主幹は、前条の通知を行った後、別に定める工事成績評定基準により、当該検査結果通知における評定点を修正する必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 検査主幹は、前項の修正を行ったときは、その結果を速やかに、電子入札システムに登録するとともに、工事成績評定結果修正通知書（第9号様式）により請負人に通知しなければならない。

（検査事務の一部省略）

第9条 検査規程第11条第1項に規定する省略することができる検査事務の一部とは、別に定める工事成績評定基準による評定点の採点をいうものであり、また検査事務の一部を省略できる工事とは、当初契約時の工事請負金額が5,000,000円未満の工事及び次に掲げる工事をいう。

(1) 概算契約手続要綱（平成13年3月31日局長決裁）第2条第2号に規定する緊急請負工事

(2) 製造の請負工事

第10条 削除

(中間技術検査対象工事)

第11条 中間技術検査を実施する工事は、次に掲げる工事とする。

(1) 大規模工事において、主たる工種が原則として次に掲げるもので、水道事業管理者
(以下「管理者」という。)が指定したもの。

(ア) 橋りょう

(イ) トンネル

(ウ) シールド

(エ) 建築物(く体)

(オ) コンクリート構造物

(カ) くい基礎

(キ) 地中連続壁(本体の一部となるもの)

(ク) 地盤改良

(ケ) 耐震補強

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める工事

(様式の作成に係る特例)

第12条 前条までの規定にかかわらず、第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第5号様式の作成については、工事担当部があらかじめ定める方法により横浜市水道局行政文書管理規程(平成12年3月水道局規程第4号)第2条第2項に規定する文書管理システムの使用その他の適切な方法により必要事項を記録する場合に限り省略をすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則(平成15年3月31日局長決裁)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則(平成16年3月31日局長決裁)

1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成16年9月30日局長決裁)

1 この要綱は、平成16年10月1日から実施する。

附 則(平成18年3月31日局長決裁)

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則(平成18年11月2日局長決裁)

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年11月6日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（平成19年3月30日局長決裁）

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（平成20年3月31日局長決裁）

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（平成24年4月26日局長決裁）

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成24年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（平成24年7月2日局長決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月2日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（平成25年3月27日局長決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（平成26年3月31日局長決裁）

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（平成27年10月29日局長決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に検査を行う工事について適用し、施行日前に検査を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日局長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日局長決裁）

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、実施日以後に検査を行う工事について適用し、実施日前に検査を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月31日局長決裁）

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

附 則（令和2年3月27日局長決裁）

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、実施日以後に検査を行う工事について適用し、実施日前に検査を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（令和4年5月27日局長決裁）

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、実施日以後に検査を行う工事について適用し、実施日前に検査を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日局長決裁）

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、実施日以後に検査を行う工事について適用し、実施日前に検査を行った工事については、なお従前の例による。

第3号様式(第5条第1項)

工 事 検 査 報 告 書

第 年 月 日 号

検 査 主 幹
部 長

所 属
技 術 検 査 員 職
氏 名



次のとおり工事の検査が終了しましたので報告します。

検査年月日				年	月	日	再検査年月日	年	月	日	検査の種類	
工 事 名												<input type="checkbox"/> 完成検査
工 事 場 所												<input type="checkbox"/> 指定部分の完成 (回)
請 負 人												<input type="checkbox"/> 出来形部分検査
契約年月日				年	月	日	着手年月日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 中間技術検査(回)	
完 成 期 限				年	月	日	完成年月日	年	月	日		
契 約 金 額				円				出来形額計		円		
区分	事項	出来高(%)	手直し指摘事項その他意見				左に対する措置結果					
総出来高		%	備考				手直し完成 年 月 日					
確 認	検査主幹	総括監督員	主任監督員	担当監督員		中間技術検査結果						
						<input type="checkbox"/> 優 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 可						

(備考) 完成検査、指定部分の検査及び出来形部分検査の場合は、中間技術検査結果欄は斜線を引き、中間技術検査の場合は、区分・事項欄には検査対象工種を記載し、出来形額計欄、出来高(%)欄及び総出来高%欄は、斜線を引く。

第4号様式(第5条第2項)

工 事 完 成 部 分 出 来 形 部 分 検 査 調 書

第 年 月 日 号

所 属 職 名
 検 査 主 幹 氏 名
 所 属 職 名
 技 術 検 査 員 氏 名

(印) (印)

検査の結果、次のとおり相違なく 完 成 出来形部分 があったことを確認します。

完成届年月日	年 月 日	検査の種類	<input type="checkbox"/> 完成検査 <input type="checkbox"/> 指定部分の完成 (第 回) <input type="checkbox"/> 出来形部分検査 (第 回)		
検査年月日	年 月 日				
工 事 名					
工 事 場 所					
請 負 人					
契約年月日	年 月 日	着手年月日	年 月 日		
完 成 期 限	年 月 日	完成年月日	年 月 日		
①	請負代金額	円	⑤	今回出来高の9/10以内の金額	円
	当該年度出来高予定	円	⑥	前 払 金 額	円
②	今回までの総出来高	((2)÷①×100= %) 円	⑦	前回までの前払金充当額	円
			⑦	今回充当額前払(⑥×④の%)	円
③	前回までの出来高	円	⑧	既部分払総額 (精算払のときは前払金額を含む)	円
④	今回出来高(②-③)	((4)÷①×100= %) 円	⑨	今回支払額 (部分払のときは(⑤-⑦) 精算払のときは(①-⑧))	円
(備 考)					
債務負担・繰越		⑤今回出来高の「9/10」を「10/10」と読み替える			
契約番号		工事番号	年度	決	号

工 事 成 績 評 定 書

第 年 月 号 日

検 査 主 幹
部 長

技術検査員	所属 職 氏名	Ⓜ
総括監督員	所属 職 氏名	Ⓜ
主任監督員	所属 職 氏名	Ⓜ
担当監督員	所属 職 氏名	Ⓜ

次のとおり工事の成績を評定しましたので報告します。

工 事 名				契約番号	
工 事 場 所					
請 負 人					
契 約 年 月 日		年 月 日	着 手 年 月 日	年 月 日	
完 成 期 限	当 初	年 月 日	完 成 年 月 日	年 月 日	
	変 更 後	年 月 日	延期理由		
契 約 金 額	当 初	円			
	変 更 後	円			
①	担当監督員及び主任監督員評定点	点	①×0.4	点	評 定 点 合 計 点
②	総括監督員評定点	点	②×0.2	点	
③	技術検査員評定点	点	③×0.4	点	
④	法令遵守等	▲ 点	④×1.0	▲ 点	
技 術 検 査 員 所 見			監 督 員 所 見		
本工事における工事事務等による指名停止又は警告の有無			本工事におけるVE提案の有無		
有・無			有・無		

- 注1) 評定点計算過程は小数点以下第2位まで求め、評定点合計は四捨五入により整数とする。
- 注2) 所見は、必ず記載するものとし、特に、④に該当するときは、総括監督員所見を記載するものとする。
- 注3) ④法令遵守等の項目は、工事期間中における評定点(減点▲)を記載する。該当無しは0点とする。
- 注4) 当初契約時の請負金額が500万円未満の工事では評定は行わず、該当欄は斜線で消す。

第6号様式(第8条)

工事完成検査結果通知書

第 号
年 月 日

(請負人) 様

横浜市水道局 検査主幹
部長

次の工事は、検査の結果、完成を確認しましたので通知します。また、横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱に基づき評定した結果も併せて通知します。

契約工事名			
契約年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
評 定 点	/100点		

各項目の評価については、評定点の記入してある欄の評価です。(ただし、法令遵守等については、減点(▲)方式による評価です。該当なしは0点です。)

評価項目	細 別	評 定 点 / 満 点
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	/ 3.3
	II 配 置 技 術 者	/ 4.1
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	/ 13.0
	II 工 程 管 理	/ 8.1
	III 安 全 対 策	/ 8.8
	IV 対 外 関 係	/ 3.7
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I 出 来 形	/ 14.9
	II 品 質	/ 17.4
	III 出 来 ば え	/ 8.5
4 工 事 特 性	I 施 工 条 件 等 へ の 対 応	/ 7.3
5 創 意 工 夫	I 創 意 工 夫	/ 5.7
6 社 会 性 等	I 地 域 へ の 貢 献 等	/ 5.2
評 定 点 計		点
7 法 令 遵 守 等(減 点 の み)		▲ 点
評 定 点 合 計		/ 100点

<連絡先>

水道局 課
電話()

第7号様式(第8条)

工事完成検査結果通知書

第 号
年 月 日

(請負人) 様

横浜市水道局 検査主幹
部長

次の工事は検査の結果、完成を確認しましたので通知します。

契約工事名			
契約年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日

<連絡先>

水道局 課
電話 ()

第8号様式(第8条)

工事出来形部分検査結果通知書

第 号
年 月 日

(請負人) 様

横浜市水道局 検査主幹
部長

次の工事は、検査の結果、出来形部分の完成を確認しましたので通知します。

契約工事名			
契約年月日	年 月 日	完成期限	年 月 日
部分完成年月日	年 月 日		

<連絡先>
水道局 課
電話 ()

第9号様式(第8条の2第2項)

工事成績評定結果修正通知書

第 号
年 月 日

(請負人) 様

横浜市水道局 検査主管
部長

次の工事は、横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱に基づき、評定結果を修正しましたので通知します。

契約工事名			
契約年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
修正前評定点	点	修正後評定点	点
修正理由	(法令遵守等の内容)		

<連絡先>
水道局 課
電話()